資料２

**前回部会における主な指摘等事項と対応について**

|  |  |
| --- | --- |
| 主な指摘等事項 | 対応 |
| 【Ⅰ-１大気分野（石綿規制除く）】施設数だけでなく、分野（施設の種類）ごとの排出量は把握しておられるか。 | 今後当該分野の検討時に資料作成し、報告する予定。 |
| 【Ⅰ-１大気分野（石綿規制除く）】医療業の用に供する施設について、ゼロとなっているが、正しい値か確認してほしい。有害物質にエチレンオキサイドが含まれているので、ゼロではないと思う。 | 対応済み |
| 【Ⅰ-２大気分野（石綿規制）】レベル３に対する規制について、法案の内容と、条例の内容の関係を示してほしい。 | 法案の内容と条例の関係については今回資料で報告予定。政省令の内容については今後明らかになった時点で報告する予定。 |
| 【Ⅷ 騒音振動分野】バックホウのアタッチメントの違いに関する規制の議論にあたって、アタッチメントをつけた際の騒音データはあるのか。 | 市町村への調査結果（苦情の発生状況等）を踏まえ、必要に応じて市町村にヒアリングを行うとともに、測定データの収集を図る。 |
| 【Ⅷ 騒音振動分野】平成６年度の苦情の内訳と平成２９年と内訳と比較してどのように変わったか。 | 別紙１参照・平成６年度と平成29年度を比較すると、「建設作業」は増加し、「工場・事業場」や「カラオケ・深夜営業」は減少している。 |
| 【Ⅷ 騒音振動分野】表Ⅷ-3の苦情件数について、苦情に対して規制基準については満たしていたかどうかというようなデータはあるか。 | 別紙２参照・府域のH30年度実績では、工場事業場の苦情の約16％で測定を行い、測定した分の約80％が不適合。特定建設作業の５％で測定を行い、測定した分の約13％が不適合。 |

＜別紙１＞

騒音に係る苦情の発生源別内訳の推移

前回の部会資料に、平成6年度における騒音に係る苦情件数の内訳を追記している。

平成6年度と比べ、平成29年度における騒音苦情件数は、「建設作業」は増加し、「工場・事業場」や「カラオケ・深夜営業」は減少している。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 平成6年度 |  | 平成29年度 |
| 建設作業 | 356件 | （24％） | ⇒ | 760件 | （40％） |
| 工場・事業場 | 752件 | （50％） | ⇒ | 682件 | （36％） |
| カラオケ・深夜営業 | 180件 | （12％） | ⇒ | 87件 | （５％） |
| 拡声機 | 31件 | （２％） | ⇒ | 59件 | （３％） |
| 生活騒音 | 87件 | （６％） | ⇒ | 50件 | （３％） |

※（　）は騒音苦情全体に対する割合

＜別紙２＞

騒音に係る苦情対応状況及び規制基準の適合状況　　（平成30年度騒音規制法施行状況調査より）

【工場・事業場】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 対象 | 苦情件数 | 測定件数 |  |  |  |
| 基準適合 | 基準不適合 | 判定不能 |
| 全国 | 法対象 | 908 | 205 (23%) | 76 (８%)*[37％]* | 112 (12%)*[55％]* | 17 (２%)*[８％]* |
| 条例対象 | 1,556 | 214 (14%) | 68 (４%)*[32％]* | 118 (８%)*[55％]* | 28 (２%)*[13％]* |
| 全体 | 2,464 | 419 (17%) | 144 (６%)*[34％]* | 230 (９%)*[55％]* | 45 (２%)*[11％]* |
| 大阪府 | 法対象 | 57 | 12 (21%) | １ (２%)*[８％]* | 11 (19%)*[92％]* | ０ (０%)*[０％]* |
| 条例対象 | 338 | 52 (15%) | 10 (３%)*[19％]* | 40 (12%)*[77％]* | ２ (１%)*[４％]* |
| 全体 | 395 | 64 (16%) | 11 (３%)*[17％]* | 51 (13%)*[80％]* | ２ (１%)*[３％]* |

備考：（　）は、苦情件数に対する割合。　[　]（斜字）は、測定件数に対する割合。

【特定建設作業】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 対象 | 苦情件数 | 測定件数 |  |  |  |
| 基準適合 | 基準不適合 | 判定不能 |
| 全国 | 法対象 | 1,958 | 202 (10%) | 139 (７%)*[69％]* | 56 (３%)*[28％]* | ７ (０%)*[３％]* |
| 条例対象 | 1,425 | 114 (８%) | 96 (７%)*[84％]* | 14 (１%)*[12％]* | ４ (０%)*[４％]* |
| 全体 | 3,383 | 316 (９%) | 235 (７%)*[74％]* | 70 (２%)*[22％]* | 11 (０%)*[３％]* |
| 大阪府 | 法対象 | 309 | 17 (６%) | 14 (５%)*[82％]* | ３ (１%)*[18％]* | ０ (０%)*[０％]* |
| 条例対象 | 165 | ７ (４%) | ７ (４%)*[100％]* | ０ (０%)*[０％]* | ０ (０%)*[０％]* |
| 全体 | 474 | 24 (５%) | 21 (４%)*[87％]* | ３ (１%)*[13％]* | ０ (０%)*[０％]* |

備考：（　）は、苦情件数に対する割合。　[　] （斜字）は、測定件数に対する割合。